

1. はじめに

永い歴史をもつ職業訓練法は、昭和60年10月「職業能力開発促進法」に改められた。この法律では、①民間の自主的な教育訓練を重視し、これに対する援助を強化すること。②公共職業訓練の弾力化とその活性化を図ることを基本的な理念としている。

こうした新法のもとで、全国400個所に及ぶ公共訓練施設は、これまで以上に訓練の刷新と、施設の強化に努めることとなった。

さて、公共訓練施設の役割の今日的意義の一つに、向上訓練がある。これまでも、各施設はこの面について、様々な工夫と努力を重ねてきているが、さらにもう一步というところも見られる。仮りに、十分に社会的要請に対応しているとしても、いつまでも現状のままであってよいと言い切れない事情にある。つまり、技術革新の進展や職業構造の変化などによって、高度の知識、技能を習得したり、陳腐化する技能の刷新を図るためには、職業訓練に対するニーズは、今後とも益々増加するであろうし、また、企業や受講者のニーズも多様化しつつあって、訓練コースの増設をはじめとして、向上訓練の実施体制を、早急に整備、充実していくことが必要と思われるからである。

そこで、向上訓練の現状をみると、基本技能、応用技能から検定職種のための準備講習など、多種多様に用意されており、すでに社会の需要に応えているかのごとくである。だが、これまでの評価からしても、この内容だけで、今後向上訓練の発展が約束されているとは思えないのみか、例えばそこには、次のような問題がある。

技能検定の受験など国家試験につながるコースは、今のところ相当数の受講生がある。しかし、その受講者がいつまでも、いまのままであろうか。現にその数が減少傾向を示しているのは、検定制度のみならず、向上訓練にとっても由々しい問題であろう。また、施設での訓練コースのシェアについて、能力再開発訓練と向上訓練との実施のバランスが、果してこれでいいのか、議論のあるところであろう。一般的にみて、現状では、能力再開発訓練が主力となっている感が強く、果して社会の要請に的確に応えているであろうか、

疑問なしとしない。

このようなことから、この際、向上訓練をさらに充実させるためには、次のような事項について基礎的なところから検討してみることが必要ではないかと考えるものである。

- ① これまでの向上訓練の見直し
- ② 企業の経営戦略ないし業態に適合したコースの開発（教科、内容、方法、教材）
- ③ 新コースのための訓練機器設備の見直し
- ④ 訓練指導法（教授学習法）の充実
- ⑤ 指導員の資質の向上
- ⑥ 幅広い積極的な広報活動

以上の事項のうち、今回は、向上訓練にとって基本的な以下の項目について考察することにした。

第1に、現在開設されている向上訓練は必ずしも満足のいく状況にない。

そこで今までの向上訓練コースの内容について見直しをする。

第2に、企業ニーズに適合した向上訓練コースをいかに開発したらよいか、つまり具体的な訓練コース開発の方法、ならびに向上訓練コース開発の手順をどうしたらよいか。

この2点にしばって検討することにした。

向上訓練コースの開発は、産業・企業の行う生産やサービスの現場と離れては存在しない。従って、生産やサービスの現場での教育訓練の実践のなかから、その端緒をさぐり、それをもとに調査研究を広げて行くことにした。そのため、実際に向上訓練コースの開発を手がけ、そのなかで、悩み苦しみ、かつ改善の成果をあげている技能開発センターと提携し、そこの共同研究方式によって報告をとりまとめることになった。いま仮りにそのセンターをNセンターとし、対象企業をA、Bとして表示し、記述することとしたい。

以下、下記の項目と順序に従って記述することにする。

- ① これまでの向上訓練コース設定の見直しとその視点
- ② 地域中小企業からの向上訓練への期待

- ③ 向上訓練コース開発手法
- ④ 訓練コース設計の手順